

○松戸市親元近居・同居住宅取得補助金交付要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、子世帯が親世帯と近居又は同居した際の住宅取得費用を補助することにより、共助関係の構築や子世帯の定住化促進を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 交付申請日における中学生以下の子どもとその親又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯。もしくは、交付申請日における夫婦の年齢がともに42歳以下である世帯。
- (2) 親世帯 交付申請日において1年以上引き続き本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている子世帯の親が含まれる世帯をいう。
- (3) 近居 子世帯と親世帯が市内において2キロメートル以内に居住することをいう。
- (4) 同居 子世帯と親世帯が市内において同一の住宅に居住することをいう。
- (5) 住宅取得 自己の居住の用に供するために、第4条第1項及び第2項に掲げる要件に該当する住宅を取得（無償の譲渡を除く。）し、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記をすることをいう。
- (6) 転入者 市外から本市に転入した者で、転入する直前の1年間に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者をいう。
- (7) ひとり親家庭 母子家庭又は父子家庭をいう。

- (8) 親族 申請する者の三親等以内の血族及び姻族並びに配偶者をいう。
(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象世帯」という。)は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内で住宅取得すること。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付の決定のあった日から継続して10年以上近居又は同居をする予定であること。
- (3) 子世帯及び親世帯のいずれも市税の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの要綱又は松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金交付規則(平成28年松戸市規則第61号)、松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金交付要綱(平成28年松戸市告示第115号)に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。
- (5) 子世帯又は親世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象住宅及び補助対象経費)

第4条 補助対象住宅は、次の各号の全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内に建築された建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1条の規定に該当する建築物(以下「分譲マンション等」という。)の住戸又は戸建て住宅(店舗併用住宅を含む。)であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たし、かつ、建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅であること。

2 前項の規定による補助対象住宅は、別表に定める面積要件を満たすものとする。

3 補助対象経費は、前2項に規定する補助対象住宅を親族以外から取得するために要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、近居にあつては500,000円、同居にあつては750,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象世帯が転入世帯の場合は、同項に定める額にそれぞれ250,000円を加算するものとする。

(事前相談書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)は、住宅取得に係る契約を締結する前に、松戸市親元近居・同居住宅取得補助金事前相談書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、正・副1部ずつを市長に提出しなければならない。ただし、子世帯及び親世帯の同意を得て市長が公簿等によって確認することができるときは、第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 同意書(第2号様式)

(2) 近居又は同居をしようとする住宅の位置図

(3) 近居又は同居をしようとする住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できる設計図書及び工程表

(4) 住宅取得に係る見積書の写し

(5) 子世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本

(6) 子世帯及び親世帯全員の住民票の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により松戸市親元近居・同居住宅取得補助金事前相談書の提出があつたときは、当該相談書に記載の住宅が補助対象住宅に当たるかどうかの記載をして、申請予定者に副本を返還するものとする。

3 前2項の規定による事前相談書の有効期間は、審査結果を回答した日から3年までとする。

(事前相談の取り下げ)

第7条 申請者が、前条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、松戸市親元近居・同居住宅取得補助金事前相談取り下げ書（第3号様式）又はその電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、市長に届け出るものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、松戸市親元近居・同居住宅取得補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類又はその写しの電磁的記録を添えて、住宅取得後1年以内に、市長に提出しなければならない。ただし、子世帯及び親世帯の同意を得て市長が公簿等によって確認することができるときは、第6号及び第7号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- （1） 事前相談書の副本
- （2） 建物工事請負契約書又は建物売買契約書の写し
- （3） 近居又は同居をする住宅の位置図
- （4） 同意書（第2号様式）（事前相談書提出時点から子世帯及び親世帯の世帯員に変更があった場合に限る）
- （5） 住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できる竣工図
- （6） 子世帯及び親世帯全員の住民票の写し
- （7） 子世帯及び親世帯全員の市税の滞納がないことを証する書類
- （8） 建築確認検査済証の写し
- （9） 住宅取得に係る領収書の写し
- （10） 建物の登記事項証明書
- （11） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、松戸市親元近居・同居住宅取得補助金交付決定（却下）通知書（第

5号様式)又はその電磁的記録により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金交付の請求をしようとするときは、その通知を受けた日から起算して2週間以内に松戸市親元近居・同居住宅取得補助金交付請求書(第6号様式)又はその電磁的記録を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付の決定のあった日から10年を経過する前に近居若しくは同居を解消し、又は補助対象住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。

(2) その他交付の決定を取り消さないことが不適當であるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し交付した補助金を、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象住宅 | 近居の場合 | 同居の場合 |
|-------------------------|-------|--------|
| 戸建て住宅（ひとり親家庭の場合を除く。） | 95㎡以上 | 120㎡以上 |
| 戸建て住宅（ひとり親家庭の場合に限る。） | 75㎡以上 | 95㎡以上 |
| 分譲マンション等（ひとり親家庭の場合を除く。） | 65㎡以上 | 90㎡以上 |
| 分譲マンション等（ひとり親家庭の場合に限る。） | 55㎡以上 | 65㎡以上 |

備考 戸建て住宅については延べ床面積を、分譲マンション等については専有面積を表す。